

長崎大学における学位論文発表会等の取扱いについて

平成16年11月22日
学長裁定

- 1 長崎大学の学部，研究科等の部局及び学科が実施する学位論文の発表会その他研究成果の発表会（研究発表を主たる目的とするものに限る。）は，長崎大学の主催又は共催により行うものとする。
- 2 上記の場合の部局及び学科からの主催又は共催の申請手続は、省略できるものとする。